

# 定 款

沖電気工業株式会社

沖電気工業株式会社定款

昭和24年11月1日	原始定款作成
昭和24年12月20日	改正
昭和25年6月30日	改正
昭和26年11月29日	改正
昭和30年11月29日	改正
昭和31年5月30日	改正
昭和31年11月30日	改正
昭和32年5月30日	改正
昭和35年11月29日	改正
昭和36年5月30日	改正
昭和37年5月30日	改正
昭和43年11月29日	改正
昭和44年5月30日	改正
昭和44年11月28日	改正
昭和45年5月29日	改正
昭和49年5月30日	改正
昭和50年5月30日	改正
昭和51年6月29日	改正
昭和52年6月29日	改正
昭和57年6月29日	改正
昭和63年6月29日	改正
平成2年6月28日	改正
平成3年6月27日	改正
平成6年6月29日	改正
平成10年6月26日	改正
平成12年6月29日	改正
平成14年6月27日	改正
平成15年6月27日	改正
平成16年6月29日	改正
平成17年6月29日	改正
平成18年6月29日	改正
平成21年6月25日	改正
平成22年6月29日	改正
平成22年12月21日	改正
平成27年6月24日	改正
平成28年10月1日	改正

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、沖電気工業株式会社と称し、英文ではO k i E l e c t r i c  
I n d u s t r y C o m p a n y , L i m i t e dと表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子通信装置・システムの開発、製造、販売および輸出入
- (2) 情報処理装置・システムの開発、製造、販売および輸出入
- (3) 制御計測装置・システムの開発、製造、販売および輸出入
- (4) 半導体ならびに各種電子部品の開発、製造、販売および輸出入
- (5) 前各号に関連するソフトウェアの開発、製造、販売および輸出入

- (6) 電気通信事業およびインターネット等のネットワークを利用した情報処理・提供サービス業務
- (7) 前各号に関連する設計、工事、保守サービスおよび技術指導
- (8) 経営上必要な投資
- (9) 前各号に関連する一切の事業

第3条 (本店)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、2億4千万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、普通株式につき100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け

る権利

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会を招集し、かつ議長となる取締役は、代表取締役のうち、取締役会で定めた取締役がこれに当たる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (決議方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権

の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条 (取締役の責任減免)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第27条 (員数)

当社の監査役は、5名以内とする。

第28条 (選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条 (任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第31条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

る。

第32条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第33条（監査役の責任減免）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

第34条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第35条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第36条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第37条（剰余金の配当等の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。